

No.22

法令名	公衆浴場法
根拠条例	第2条第1項
許認可等の種類	公衆浴場業の許可
法令の定め	<p>第二条 業として公衆浴場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適當であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。</p> <p>公衆浴場法施行細則</p> <p>第2条の2 知事は、法第2条第1項の規定による許可をするときは、次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。</p> <p>(1) 営業施設を営業の許可の日の翌日から6月以内に落成させること。</p> <p>(2) 営業施設の落成の日の翌月から3月以内に営業を開始すること。</p> <p>(3) 営業の休止を引き続き6月以上にわたらないこと。</p> <p>(4) 条例第10条の規定に違反しないこと。</p> <p>2 前項のほか、知事は、条例第2条の3第2号に規定するその他の浴場について法第2条第1項の規定による許可をするときは、入浴料金に関する事項を条件として付するものとする。</p> <p>公衆浴場法施行規則</p> <p>第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）</p> <p>二 公衆浴場の名称及び所在地</p> <p>三 公衆浴場の種類（温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。）</p> <p>四 営業施設の構造設備</p> <p>五 その他都道府県知事が定める事項</p> <p>（定義）</p> <p>公衆浴場法施行条例</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通浴場 温湯又は温泉を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる施設（以下「入浴施設」という。）であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活においてその健康の保持及び保健衛生上必要不可欠のものとして使用されるものをいう。</p> <p>(2) 福利厚生浴場 国、地方公共団体、社会事業団体その他の団体又は会社等が、特定人の福祉又は福利厚生を目的として設置する入浴施設をいう。</p> <p>(3) その他の浴場 普通浴場及び福利厚生浴場及び福利厚生浴場以外の公衆浴場をいう。</p>

(配置の基準)

第2条の2 新たに設置しようとする公衆浴場の設置の場所は、既設の普通浴場の浴場本屋と設置しようとする公衆浴場の浴場本屋との直線による最短距離が500メートル以上離れた場所でなければならない。ただし、推定利用者の数、人口密度、土地の状況等を考慮し、知事が住民の健康の保持及び保健衛生上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 営業者が当該許可に係る公衆浴場の構造設備等を変更して福利厚生浴場又はその他の浴場を普通浴場にしようとするときは、当該変更後の公衆浴場の設置の場所について前項の規定を適用する。

3 その他の浴場のうち家族ぶろ（主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした温湯を用いる形態のその他の浴場をいう。以下同じ。）の設置の場所は、第1項本文に定める配置の基準によるほか、その設置により当該地域に居住する住民にとり日常生活においてその健康の保持及び保健衛生上必要不可欠の入浴施設として存在する既設の普通浴場の存立に影響を与えないと知事が認める場所でなければならない。

(適用除外)

第2条の3 前条第1項の公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、次の各号に掲げる公衆浴場の営業の許可に係る場合については、適用しない。

- (1) 福利厚生浴場を設置しようとするとき。
- (2) その他の浴場（家族ぶろを除き、かつ、当該その他の浴場の入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく公衆浴場の入浴料金の統制額の5倍以上の額であるものに限る。）を設置しようとするとき。
- (2)の2 既設の普通浴場に家族ぶろを併設しようとするとき。
- (3) 温泉を加温しないで使用する公衆浴場（家族ぶろを除く。）で知事が認めるものを設置しようとするとき。
- (4) 普通浴場の営業者が、天災、事変、火災その他の事由により、同一の場所に普通浴場を新築し、増築し、又は改築して引き続きこれを経営しようとするとき。
- (4)の2 普通浴場の営業者が生前においてその営業を相続人に譲渡し、当該相続人が引き続き同一の場所で当該普通浴場を経営しようとするとき。
- (5) 法人である営業者が解散した後、その法人の解散の際代表者であった者が、引き続き同一の場所で当該公衆浴場を経営しようとするとき。

(施設の基準)

第3条 公衆浴場には、入浴者用の出入口、脱衣室、洗場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けなければならない。ただし、福利厚生浴場又はその他の浴場であって知事が出入口等を男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものにあつては、男子用と女子用の区別をしないことができる。

2 公衆浴場（乳児が通常利用しないものを除く。）には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。

(施設の構造)

第4条 公衆浴場の施設の構造は、次の各号によらなければならない。

- (1) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、外部から見通しができず、かつ、男子専用のものと女子専用のものとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽は、男子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。
- (2) 浴室には、衛生上及び危害予防上適当な洗い場及び浴槽を設け、清潔で衛生的な湯及び冷水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようにすること。
- (3) 洗い場及び浴槽は、洗浄に適する構造とし、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、かつ、排水に便利な構造とすること。
- (4) 削除
- (5) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。
- (6) 脱衣室の床面は、清掃に適する構造とすること。
- (7) 脱衣容器、乳児用寝台等は、衛生保持に適する構造とすること。
- (8) 入浴者用の便所は、男女各脱衣室にそれぞれ併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いを使いやすい位置に設けること。
- (9) 浴室及びサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。
- (10) 屋内の浴槽は、配管を通じて露天ぶろの浴槽水が混入しない構造とすること。

(照明設備)

第5条 公衆浴場には、夜間は適当な照明を行い、かつ、停電その他照明事故のために、灯火、ローソク等の予備設備を備えなければならない。

(防寒装置)

第6条 公衆浴場には、冬季間その脱衣室に適当な防寒装置を備えなければならない。

(清潔保持の措置)

第7条 営業者は、公衆浴場の清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天ぶろについて次の措置を講じなければならない。

- (1) 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。
  - (2) 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を用いる浴槽は、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
  - (3) 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
  - (4) ねずみ、衛生害虫等を防除すること。
  - (5) 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。
- 2 営業者は、浴室で使用する水について、知事の定める水質基準を守るように努めなければならない。

(その他の措置)

第8条 営業者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 浴槽水は、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。
- (1)の2 連日使用型循環浴槽水の取替えは、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上行うこと。
- (1)の3 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
- (1)の4 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らないようにすること。
- (2) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。
- (3) 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条第3号の薬湯の場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。
- (4) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。
- (5) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。
- (5)の2 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。
- (6) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。
- (7) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。
- (8) 保護を要する老幼病者で適当な保護者のないものは、入浴させないこと。
- (9) 12歳以上の男女を混浴させないこと。
- (10) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。
- (11) サウナ室及びサウナ設備には温度調節装置を備え、サウナ室には非常警報装置を備えること。
- (12) サウナ室には、ボイラーを設けないこと。
- (13) サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。

(個室を設けるその他の浴場の基準)

第9条 個室を設けるその他の浴場(その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。)にあつては、第4条から前条まで(第4条第1号、第2号及び第8号並びに前条第1号及び第12号を除く。)の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 個室には、サウナ設備、砂ぶろ、ぬかぶろ等のほか、脱衣場、洗い場及びシャワー又は浴槽を設け、並びに上がり湯を備えること。
- (2) 個室には、その内部が十分見通せる窓を設けるほか、外部から見通しができないようにし、出入口にかぎを設けないこと。
- (2)の2 個室には、畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。
- (3) 個室には、ボイラーを設けないこと。
- (4) 浴槽水は、入浴者ごとに取り替えること。

- (5) 入浴者の使用に供する衣類は、入浴者ごとに消毒すること。
  - (6) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。
  - (7) 個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図面その他の物を展示しないこと。
  - (8) 入浴者用の便所を設け、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いをしやすい位置に設けること。
  - (9) 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設けること。  
(個室を設けないその他の浴場の基準)
- 第9条の2 第4条第1号及び第8号並びに前条(第2号、第4号、第8号及び第9号を除く。)の規定は、個室を設けないその他の浴場について準用する。この場合において、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場、洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第2号の2、第3号及び第7号中「個室」とあるのは「浴室」と読み替えるものとする。

#### 公衆浴場法施行細則

第2条 法第2条第2項の規定による公衆浴場(公衆浴場法施行条例(昭和24年北海道条例第3号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定するその他の浴場(以下「その他の浴場」という。)を除く。)の構造設備が公衆衛生上不相当と認める場合とは、法、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとする。

- (1) 脱衣室には、換気設備をすること。
- (2) 脱衣室と浴室の境には、透明なガラス等を用いること。
- (3) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。
- (4) 浴室の壁のうち洗い場の床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で造り、その表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。
- (5) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。
- (6) 洗い場には、温湯を標示した活栓又は湯及び冷水を1組とする湯と水を標示した活栓を0.6メートル以上の間隔を保って設けること。
- (7) 活栓の数は、洗い場の床面積2平方メートル当たり温湯の場合にあっては1個以上、湯及び冷水の場合にあっては1組以上とすること。ただし、知事が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (8) 浴槽は、汚水が流入しない構造とし、その内容の面積は3.3平方メートル以上、その深さは0.6メートル以上とし、その深さが0.9メートル以上の場合にあっては、その内側に幅0.12メートル以上0.18メートル以下の踏み段を設けること。ただし、幼児用浴槽又は補助浴槽の面積及び深さについては、この限りでない。
- (9) 蒸し室の床及び壁は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。
- (10) 汚水の排水路は、ふたをし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できるものとする。ただし、公共の下水道等に流出させることが困難な場合には、飲料水の水源から5メートル以上離れたところに、不浸透性材料で造られ、かつ、ふたのある汚水だめを設けることができる。
- (11) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場合は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。

2 条例第2条第2号に規定する福利厚生浴場についての前項第8号の規定の適用については、主として身体障害者、高齢者等に利用させる福利厚生浴場で知事の承認を受けたものに係る場合にあっては同号の規定の適用はないものとし、その他の福利厚生浴場に係る場合にあっては同号中「3.3平方メートル」とあるのは「1.65平方メートル」とする。

3 法第2条第2項の規定によるその他の浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認める場合とは、法、省令及び条例に特別の定めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとする。

- (1) 脱衣場には、換気設備をすること。
- (2) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。

	<p>(3) 浴室（個室を設けるその他の浴場の脱衣場の部分を除く。）の壁のうち床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。</p> <p>(4) 洗い場の床に、適当な傾斜をつけて汚水を十分排除できる構造とすること。</p> <p>(5) 蒸し風呂は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。</p> <p>(6) 第1項第10号及び第11号に規定する構造とすること。</p> <p>第3条 省令第1条の申請書の様式は、別記第1号様式（省略）とする。</p>
審査基準	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場法等の営業関係法律中の「業として」の解釈について 昭和24年10月17日 衛発第1048号 厚生省公衆衛生局長通知</li> <li>・営業三法の運用について 昭和25年4月26日 衛発第358号 厚生省公衆衛生局長通知</li> <li>・特殊浴場に対する公衆浴場法適用の疑義について 昭和26年3月12日 衛環第24号 厚生省公衆衛生局環境衛生課長回答</li> <li>・公衆浴場法の疑義について 昭和29年1月5日 衛発第1号 厚生省公衆衛生局長回答</li> <li>・ゴルフ場における浴場の取り扱いについて 昭和41年3月23日 環衛第5031号 厚生省環境衛生局環境衛生課長回答</li> <li>・薬湯の併設営業について 昭和27年2月11日 環衛第6号 厚生省環境衛生局長回答</li> <li>・家族ぶろの取扱いについて 昭和53年12月28日 食品第2299号 衛生部長通知</li> <li>・温泉を加温しないで使用する公衆浴場の配置に関する取扱いについて 昭和59年10月4日 食品第1089号 衛生部長通知</li> <li>・老人福祉施設等における入浴施設の公衆浴場法の適用について 平成3年9月20日 食品第393号 保健環境部長通知</li> <li>・営業関係施設の増改築等による取扱いについて 昭和40年8月23日 40環第3265号 衛生部長通知</li> <li>・飲用に適する水については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受けているもの。</li> <li>2 井戸水については、次の水質検査を受けているもの。 水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、PH、味、臭い、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1、1、トリクロロエタン等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質検査の結果等から判断して必要となる事項。 ただし、温泉法12条による知事の飲用の許可を受けているものについては適用しない。</li> </ol> </li> </ul>
標準処理期間	<p>総 期 間 15日（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日（ ）</p> <p>処分機関 15日（ ）</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</a>

No.23

法令名	公衆浴場法
根拠条項	第 2 条の 2 第 1 項
許認可等の種類	浴場業の地位の承継の届出（相続、合併、分割）
法令の定め	<p>第二条の二 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該浴場業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>公衆浴場法施行規則</p> <p>第二条 法第二条の二第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄</li> <li>二 被相続人の氏名及び住所</li> <li>三 相続開始の年月日</li> <li>四 公衆浴場の名称及び所在地</li> </ol> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 戸籍謄本</li> <li>二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</li> </ol> <p>第三条 法第二条の二第二項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</li> <li>二 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</li> <li>三 合併の年月日</li> <li>四 公衆浴場の名称及び所在地</li> </ol>

	<p>2 前項の届書には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。</p> <p>第三条の二 法第二条の二第二項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 届出者の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</p> <p>二 分割前の法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名</p> <p>三 分割の年月日</p> <p>四 公衆浴場の名称及び所在地</p> <p>2 前項の届書には、分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。</p>
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	<p>総期間 15日 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日 ( )</p> <p>協議機関 日 ( )</p> <p>処分機関 日 ( )</p>
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
申請先等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</a>

No.24

法令名	公衆浴場法
根拠条項	第4条
許可等の種類	患者に対する入浴特例の許可
法の定め	<p>第四条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>公衆浴場法施行規則</p> <p>第五条 次に掲げる場合は、法第四条 ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条 に規定する患者（以下「患者」という。）を入浴させることができる。</p> <p>一 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第四条 に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p> <p>二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p>
審査基準	<p>法令に定めるほか、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場に薬湯を併設することについて 昭和27年1月28日 衛環第4号 厚生省公衆衛生局環境衛生課長回答</li> <li>・薬湯の併置営業について 昭和27年2月11日 衛環第6号 厚生省公衆衛生局環境衛生課長回答</li> <li>・公衆浴場法第4条に関する疑義について 昭和32年2月25日 衛環第15号 厚生省公衆衛生局環境衛生課長回答</li> </ul>
標準処理期間	<p>総期間 15日（注：休日は含まない）</p> <p>経由機関 日（ ）</p> <p>処分機関 15日（ ）</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</a>